

矢巾町クマ等出没時対応マニュアル

令和7年12月1日

矢巾町

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	基本方針	1
4	クマ等の出没の情報が寄せられたときの対応	2
5	緊急銃猟による対応	5
6	対応後の検証及び本マニュアルの修正	10

別紙 1 矢巾町クマ等出没時連絡網

別紙 2 各対応レベルにおける各課の役割分

別紙 3 - 1 緊急銃猟実施時の役割分担表

別紙 3 - 2 安全確保のためのチェックリスト

別紙 3 - 3 緊急銃猟時の法令適合チェックリスト

別紙 3 - 4 緊急銃猟実施者の要件適合チェックリスト

1 目的

近年、人の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のあるツキノワグマ及びイノシシ（以下「クマ等」という。）が市街地及び農村地域の住宅近くにも出没する事案が発生している。クマ等が住宅の集合している地域に出没した場合、住民の安全を第一に確保するとともに、人身被害の発生を未然に防止しなければならない。

クマ等への対処は、警察、岩手県（盛岡広域振興局）、矢巾町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）及び町担当課が連携して行うこととなるが、住民への迅速かつ適切な情報提供及び注意喚起を広範囲に行うためには、庁内関係各課等の協力が必要不可欠である。

そのため、全庁的な連絡体制や出没状況に応じた役割分担を定め、緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、本マニュアルを策定するものである。

2 定義

（1）人の日常生活圏

人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲をいう。

（例：住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウス、勤務地等）

（2）法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）をいう。

（3）政令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）をいう。

（4）省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）をいう。

3 基本方針

（1）住民への注意喚起と安全確保

人の日常生活圏にクマ等が出没した場合は、速やかに庁内関係各課等を通じて住民へ注意喚起を行うとともに、警察と連携して住民の屋内退避や安全な場所への誘導を行うものとし、その対応に当たっては、住民の安全確保を最優先とする。また、対応に当たる従事者の安全確保にも努めるものとする。

具体的な行動は以下のとおり

- ・町公式LINE及び住民総合ポータルアプリ（やはナビ）を利用して登録者へ発信し、出没地域周辺においての注意を促す。同時に、警察等の関係機関への情報提供を行う。
- ・出没地域が人口密集地や教育施設等の周辺であり、人身被害の可能性が高い場合には、現地において広報車等によるアナウンス放送及び総合防災無線を活用した注意喚起を行う。

（2）排除又は捕獲

人の日常生活圏にクマ等が留まっている場合又はその可能性が高い場合においては、住民と対応従事

者の安全を確保しながら、追い払いにより人の日常生活圏から排除することを基本とする。

ただし、追い払うことによって住民に危害が及ぶ可能性がある場合や、建物内に留まる等、周囲の状況からやむを得ないと判断される場合は、現地において対応方法（法第9条に基づく許可捕獲、法第34条の2に基づく緊急銃猟、警察官職務執行法第4条による発砲）を検討し、捕獲を行うものとする。捕獲に当たっては、わなによる捕獲、吹き矢による捕獲、麻醉銃による捕獲又は猟銃による捕獲を事案の状況に応じて検討し対応するものとする。

具体的な行動は以下のとおり

- ・クマ等がその場に留まっている場合又はその可能性が高い場合においては、住民と対応従事者の安全を確保しつつ、煙火等による追い払いとクマ等の定着を防ぐ。
- ・罠による捕獲については、岩手県の許可基準により実施可否を行い、実施隊に指示のうえ実施するものとする。

4 クマ等の出没の情報が寄せられたときの対応

（1）出没情報の共有

産業観光課は、住民又は警察からクマ等の出没に関する情報が寄せられたときは、表1に掲げる情報収集項目の情報を聞き取り、「矢巾町クマ等出没時連絡網」（別紙1）により府内関係各課等へ連絡する。

表1 情報収集項目

項目	詳細
通報者情報	氏名、連絡先
目撃日時	クマ等を目撲した日時 ※同一個体と思われるクマ等について目撃者が複数いる場合、聞き取った情報を繋げて進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
目撃場所の情報	住所、場所、近くの目標となる建物等
目撃個体の状況	種類・頭数、大きさ、行動、移動方向
目撃者の情報	目撃時の行動、目撃後の行動
対策内容	警察への情報提供の有無
人身・物損・農作物等の被害	怪我の有無や被害の程度

（2）対応レベル及びその決定

クマ等の出没状況を踏まえた対応を行うため、表2に示す3段階のレベルを設けて対応する。

なお、対応レベルの決定は、クマ等の出没による危険性や出没地域住民の生活への影響等を考慮して、

表3のとおり行う。

表2 クマ等の出没時における対応レベル

レベル1 (監視)	クマ等の出没情報はあるが、人身被害が発生するおそれが低い場合 【例】 ・出没情報が一度限りの場合 ・目撃された後、すぐに山林の方へ戻った場合
レベル2 (警戒)	クマ等の出没情報が同一区域やその周辺地域から複数寄せられており、人身被害が発生するおそれが高い場合 【例】 ・同日に複数件の出没情報が確認された場合 ・連日目撃情報が寄せられ、クマ等が周辺に潜んでいる可能性が高い場合
レベル3 (緊急対応)	人身被害が発生又は発生するおそれが非常に高く、緊急的な対応が必要な場合 【例】 ・クマ等が住宅や施設に侵入し留まっている場合 ・人身被害が発生し、クマ等が人の日常生活圏において留まっている場合

表3 クマ等の出没時における対応レベルの決定

対応レベル	決定方法
レベル1	現地からの報告等を踏まえ、産業観光課長が決定する
レベル2	現地からの報告等を踏まえ、災害対策本部体制に準じて警戒本部が決定する
レベル3	現地からの報告等を踏まえ、災害対策本部体制に準じて対策本部が決定する

(3) 対応レベルに応じた役割分担

対応レベルに応じた庁内関係各課等の役割分担は、表4及び「各対応レベルにおける各課の役割分担と想定動員数」(別紙2)に示すとおりとする。

表4 庁内関係各課等の役割分担 (詳細は別紙2)

班名	主な役割		担当課名
総括班	警戒 (対策) 本部	三役等への現状報告 捕獲等の対応方法の決定	産業観光課 総務課防災安全室
	連絡担当	現場作業班、庁内及び関係機関との連絡調整	

現場作業班	現地本部	現場指揮、対応方法の協議、総括班との連絡調整、現場の状況報告	産業観光課 総務課防災安全室
	実動部隊	被害状況の確認、周辺調査、追い払い、わな設置、吹き矢、麻醉銃、猟銃による捕獲の実施	
	連絡担当	総括班及び関係機関との連絡調整	
広報班		住民への各種広報媒体による注意喚起の実施	産業観光課 総務課防災安全室 企画財政課
受電班		所管施設等への出没情報の提供及び注意喚起の実施	産業観光課 総務課防災安全室 企画財政課 町民環境課 福祉課 健康長寿課 道路住宅課 こども家庭課 学校教育課

(4) レベル2（警戒）における災害対策本部体制に準じた警戒本部の設置

レベル2（警戒）相当の事案が発生した場合は、総務課防災安全室に警戒本部を設置し、別紙2における各課の役割に基づき事案の対応にあたる。

(5) レベル3（出動）における災害対策本部体制に準じた対策本部の設置

レベル3（出動）相当の事案が発生した場合は、総務課防災安全室に対策本部を設置し、現地において警察、実施隊及び産業観光課で構成される現地本部を設置する。また、別紙2における各課の役割に基づき事案の対応にあたる。

表5 現場作業班（現地本部）における役割分担

役割	内容	対応機関
指揮命令者	情報を集約して全体を統括し、指示を出す。必要に応じて対応者のアドバイス等を受ける。	産業観光課 総務課防災安全室

対応者	銃や吹き矢等を使用して直接クマ等に対応する。	実施隊 盛岡市動物公園（依頼）
対応者補佐	対応者を補佐する。	産業観光課 総務課防災安全室
監視者	住民への注意喚起や、クマ等の監視を行う。	産業観光課 総務課防災安全室 警察
調整役	住民、警察、報道機関との調整や管理を行う。	産業観光課 総務課防災安全室
安全確保	通行止め等住民の安全確保のための措置を行う。 警察官職務執行法による発砲指示	総務課防災安全室 警察

（6）早朝、夜間及び休日における対応

警察及び住民から出没情報を受信した際は、矢巾町クマ出没時連絡網（休日及び夜間）により、府内関係各課等に対して電話による対応要請を行う。連絡を受けた担当課等は、対応レベルに応じた役割分担に基づき事案の対応にあたる。

ただし、夜間はクマ等の発見が難しく、猟銃の発砲も困難であることから、主に監視による対応とし、住民及び対応従事者の安全を図ることとする。

（7）廃止基準

警戒（対策）本部は、現地からの報告等を踏まえ、本部長が、クマ等による人身被害発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

5 緊急銃猟による対応

（1）定義

法第34条の2に基づき、災害対策本部体制に準じた対策本部が主体となり、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、人の日常生活圏において、銃器の使用によりクマ等の捕獲をする制度をいう。

（2）適用の条件

本マニュアルにおける対応レベルが3に設定され、かつ、以下のアからエの条件をすべて満たす場合に緊急銃猟を行うことができるものとする。なお、実施にあたっては、チェックリスト（別紙3）を精査し、行うこととする。

ア 人の日常生活圏に侵入している

クマ等が人の日常生活圏に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを確認する。

※ 人の日常生活圏のごく近傍の場所に、興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処することができる。

ただし、単に山野にいるクマ等を「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」と解釈し、緊急銃猟によって捕獲することはできない。

イ 人への危害を防止する措置が緊急に必要

クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があることを確認する。

※ 緊急銃猟をする必要があるとまではいえない例として、例えば追い払い等により、現に人の生活圏の外にクマ等が逃走しようとしており、当該個体の状態から見て、当該個体が再度侵入するおそれが十分に低いと考えられるような場合等が想定される。

ウ 銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該クマ等の捕獲等をすることが困難であることを確認する。

エ 銃猟によって人の生命又は身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸が到達するおそれがないことを確認する。また、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

※ 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがある場合としては、以下が想定される。

- ・人が弾丸の発射地点からバックストップまでの間にいるなど、人に弾丸が到達するおそれがある場合
- ・引火物や爆発物が弾丸の到達するおそれのある範囲にあるなど、銃猟によって火災や爆発が生じて人に危害が及ぶおそれがある場合
- ・弾丸によって負傷したクマ等が絶命するまでに人を攻撃するおそれがある場合

（3）役割分担

緊急銃猟の実施については、災害対策本部体制に準じた対策本部が決定するものとする。また、緊急銃猟の実施が想定される場合は、原則として、産業観光課長又は防災安全室長が現場に臨場することとする。

その他、緊急銃猟に係る役割分担は表6のとおり。

表6 緊急銃猟に係る役割分担

役割		担当課等名
① 現場指揮者	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。	産業観光課 総務課防災安全室
② 捕獲者	捕獲の技術を有する者	緊急銃猟業務委託受注者（実施隊）
③ 捕獲者をサポートする者	捕獲の知識等を有する者	
④ 場所の管理者・地権者との調整を行う者	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者（土地の立入りの場合）と調整を行う。	産業観光課 総務課防災安全室
⑤ 個体の搬出及び処分を行う者	捕獲した個体の搬出及び処分を行う。 (性別・体重等の記録を含む。)	⑤については実施隊と協力して行う ⑧については警察と協力して行う
⑥ 緊急銃猟の様子を記録する者	緊急銃猟の対応経過を記録する。必要に応じて、緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影する。	
⑦ 原状回復を行う者	原状回復及び損失確認を行う。	
⑧ 住民への避難を呼びかける者	スピーカー付き公用車等を用いて付近の住民へ避難を呼びかける。	
⑨ 通行制限を行う者	道路等において、通行制限を行う。	総務課防災安全室 道路住宅課 ⑨については警察と協力して行う
⑩ 広報を行う者	ホームページ・SNS 等での広報を行う。	企画財政課

(4) 安全確保のための措置の実施

ア 通行禁止・制限範囲の設定（実施者：①、②、③、④）

通行禁止・制限範囲については、対象となるクマ等又は捕獲者を中心とし、実際に用いる銃器等の性能に係る情報、狩猟に係る知識や経験を有する捕獲者（連携して住民の避難等を行う警察官）の助言を踏まえて決定する。通行禁止・制限範囲の形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲等に応じて設定する。

なお、屋外において銃猟を行った際に、安全確保の措置がとられていたと考えられる事例は次のとおり。

- ・銃猟実施場所から半径 200mの範囲を安全確保が必要なエリアとして扱った例
- ・夜間のみに出没するクマ等に対応するために、集落内の住民避難（家屋からの避難）をしたうえで銃猟を実施した例
- ・施設内にクマ等が侵入した際に、当該施設敷地内からの地域住民の退避を確認したうえで、銃猟を実施した例

スーパーなどの施設に侵入している場合には、当該施設の中にいる者を避難させることで緊急銃猟を実施することができるものと考えられる。

反対に、住宅等が極端に密集する場所においては、緊急銃猟による二次被害の可能性が高くなるだけでなく、避難場所の確保及び区域内全員の避難が完了したかの確認が困難であるため、当該区域における緊急銃猟の実施については慎重に判断するものとする。

イ 警察及び管理者への協議・事前連絡（実施者：①、④）

通行の禁止・制限をしようとする場所に鉄道が敷設されているときは、その施設を管理する者に協議をする。

また、通行の禁止・制限をしようとする際には、当該場所を管轄する警察署にその旨通報する。

他の場合であっても、道路管理者など通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられこととなる場所の管理者には、事前に通行の禁止・制限の実施について連絡する。

ウ 通行の禁止・制限の方法（実施者：⑧、点線部は⑨）

通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させる。

ただし、建物外に避難することが困難である場合、屋内避難も可能とするが、跳弾が窓に当たる等により、窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとらせる。

また、退避者、第三者、マスコミ等が、通行制限区域の範囲内に入らないよう、スピーカー付き公用車等を使用し呼びかけを行う。

通行制限は、車両又は職員等を道路上に配置して行い、配置をする際には、必要に応じて警察官と現地等で調整の上、通行がないことを確認したうえで行う。

なお、通行制限等を行う場合は、車両又は職員を道路上に配置して行うものとするが、三角コーンなどを道路に配置することにより措置を実施する場合においては、工作物等の設置の可否について道路管理者に確認し、許可を得たうえで行う。

エ 通行の禁止・制限に関する住民への周知（実施者：⑨、点線部は⑩）

通行の禁止・制限をした場所については、ホームページやSNS等で周知する必要があることから、通行の禁止・制限をした際には、現場作業班から総括班を通じて広報班にその旨を連絡する。

広報班はその連絡を受けて、下記を参考にホームページ・SNS等に通行制限の内容を掲載する。

＜ホームページ・SNS等における周知文例＞

令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇〇の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願ひいたします。

（92字）

オ 緊急銃猟のための土地の立入り等（実施者：①、④、⑥）

私有地に侵入したクマ等に向かって発砲するための土地の立入りや矢先に存在する障害物の除去、死亡したクマ等を回収するための土地の立入り等を行う。

基本的に地権者と調整したうえで立ち入ることが望ましいが、緊急時にはそれによらず対応できるようにするため、法第34条の3では必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができることとしている。

なお、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票（腕章など）を携帯する。

また、原状回復に備え、緊急銃猟実施前の現場写真を撮影する。

（5）緊急銃猟の実施の決定（実施者：①、②、点線部は③）

現場指揮を行う者は、緊急銃猟の要件に合致するか確認するほか、緊急銃猟を行う者が法令で定める要件に合致するか確認を行う。

対策本部は、環境省が定めるチェックリストを確認し、緊急銃猟の実施が可能と判断した場合は、緊急銃猟の実施を決定する。決定後、現場作業班にその旨連絡する。

また、緊急銃猟の実施を判断した際、緊急銃猟を行う者に対し、ビブスを交付する。

緊急銃猟実施場所付近の地権者等との交渉の結果、弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件等の情報を得た場合は、捕獲者に当該情報を伝える。

併せて、撮影の可否について、捕獲者に確認する。

夜間に銃猟を行う場合は、捕獲者の横に位置取り、照明器具を用いて視界を確保する。

なお、発砲のタイミングは捕獲者が判断する。

（6）実施の記録（実施者：⑥）

緊急銃猟の実施について、対応内容を後から証明できるよう、ビデオカメラ等を用いて撮影して記録を行う。ただし、捕獲者の了承を得ている場合に限る。

（7）原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認（実施者：①②③④⑤⑥⑦⑨、点線部は⑩）

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。安全確認には、捕獲個体の状態や、跳弾はないか、どこに

着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。

また、報告のために写真を撮影する。

原状回復が完了したのち、通行制限を含む安全確保措置を解除し、総括班を通じ広報班にその旨連絡する。

広報班はその連絡を受けて、周知文例を参考にホームページ・SNS等に通行制限解除の内容を掲載する。

〈ホームページ・SNS等における周知文例〉

令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より実施していた、〇〇の〇〇交差点周辺における通行制限について、〇時〇分をもって解除しましたので、お知らせいたします。

6 対応後の検証及び本マニュアルの修正

産業観光課は、クマ等が人の日常生活圏に出没した場合の対応について、対応状況や実施体制を検証し、必要に応じて府内関係各課等の意見を踏まえ、隨時、本マニュアルの修正を行うものとする。